

相談支援専門員の要件となる実務経験

業務の範囲	対象となる事業・業務等	経験年数（ 3 ）
相談支援業務 ＊日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務	平成18年10月1日において 又は に掲げる者が、同年9月30日までの間に業務に従事した期間 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 精神障害者地域生活支援センターの従業者	通算して3年以上
	から までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者、国家資格等（ 2 ）を有する者並びに から までに掲げる従事者及び従業者である期間が1年以上の者に限る。） 障害者職業センター又は同法第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間	通算して5年以上
直接支援業務 ＊入浴・排せつ・食事等の介護、介護に関する指導の業務	社会福祉主事任用資格者等（ 1 ）でない者が、介護等の業務に従事した期間 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者	通算して10年以上
有資格者	社会福祉主事任用資格者等が、介護等の業務に従事した期間 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者	通算して5年以上
	国家資格等（ 2 ）に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、業務範囲の相談支援業務及び直接支援業務に掲げる業務に従事する場合	通算して3年以上

（ 1 ）社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士、児童福祉施設最低基準第 43 条各号のいずれかに該当するもの又は精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第 17 条第 2 項各号のいずれかに該当するもの

（ 1 ）社会福祉主事任用資格者

（ 2 ）相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの

（ 3 ）児童指導員任用資格者

（ 4 ）保育士

（ 5 ）精神障害者社会復帰指導員任用資格

（ 2 ）医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

（ 3 ）従事日数は、1年あたり180日以上とする。（3年以上 540日以上、5年以上 900日以上、10年以上 1,800日以上）